

IV 死亡が確実とみられる者の戸籍上の取扱いに関する現行制度

1. 失踪宣告制度

(1) 失踪宣告制度の意義

人の行方や生死が一定期間不明のとき、その失踪者との間に利害関係を有する者はひどく不安定な状態のもとにおかれる。すなわち、死亡を証明することもできないし、配偶者たる者は再婚できず、生命保険も受け取れない等の不都合を生ずる。このため民法では、利害関係人の請求により、家庭裁判所がその不在者を死亡したものとみなす失踪宣告制度が定められており、失踪の種類として「普通失踪」と「特別失踪（危難失踪ともいう。）」がある。失踪宣告の申立人には、失踪宣告の審判確定後、戸籍法による届出義務が課せられている。

(2) 失踪宣告の用地取得への影響

次の①から③のように生死不明の状態のままでは所有者（契約の相手方）が特定できないが、民法第 30 条の規定に基づく失踪宣告の審判手続を経て、生死不明の状態が解消されることで相続人が特定される。

- ① 登記名義人本人が長期間生死不明となっている。
- ② 登記名義人が死亡して相続が発生しているが、その推定相続人の中に長期間生死不明の者がいる。
- ③ 登記名義人本人あるいは推定相続人が既に死亡していると思われるが、戸籍簿に死亡の記載がない。

(3) 失踪宣告の効果

失踪宣告がなされると、不在者は失踪者になり死亡したものとみなされるので、失踪者を中心とする身分的及び財産的法律関係について、婚姻の解消、相続の開始その他死亡を要件とする法律効果の全てが同時に発生することとなる。ただし、これら効果の発生時期は、宣告時ではなく、失踪期間満了の時（普通失踪）又は危難の去った時（特別失踪）にさかのぼる（民法第 31 条）。

失踪宣告は、失踪者本人の権利能力を奪うものではないことから、たまたま失踪者が他の土地で生活している場合や、元の住所に帰来したときは、有効に新しい法律関係を形成することができ、失踪宣告の効力は及ばない。ただし、失踪宣告は死亡したものとみなすのであるから、具体的事件において生存の事実を立証しても死亡による効果を左右するわけではない。それを覆すためには、必ず本人又は利害関係人から、失踪宣告の取消の申立てをして、取消の審判を経なければならない（民法第 32 条第 1 項）。

失踪宣告によって財産を得た者は、その取消によって権利を失うが、現に利益を受けている限度においてのみ、返還する義務を負う（民法第 32 条第 2 項）。

【効力の発生時期】

- ① 普通失踪の場合・・・7年間の失踪期間が満了した時、すなわち期間満了日の終末
(民法第30条第1項、第31条)
- ② 特別失踪の場合・・・危難が去った時(民法第30条第2項、第31条)

失踪の宣告により、宣告時ではなく効力の発生時期において、死亡したものとみなされる(民法第31条)。したがって、普通失踪における失踪期間満了日、特別失踪における危難が去った時にさかのぼって、それぞれ相続が開始する。

(4) 普通失踪の場合の失踪宣告

① 根拠

民法第30条第1項に基づく普通失踪の宣告の申立ては、甲類審判事項(争訟性が希薄なため、家事調停の対象とすることが予定されていない家事審判事項)である(家事審判法第9条第1項甲類第4号)。

② 概要

不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪宣告をすることができる(民法第30条第1項)。

③ 申立手続

ア 申立権者・・・利害関係人(民法第30条第1項)

※利害関係人：不在者の配偶者、相続人にあたる者、財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについての法律上の利害関係を有する者をいう。不在者所有財産の賃借人は利害関係人に含まれない。

イ 申立先・・・不在者の住所地の家庭裁判所(家事審判規則第38条)

ウ 申立費用

- a. 収入印紙 800 円分
- b. 連絡用の郵便切手(申立先の家庭裁判所に確認すること)
- c. 官報公告料 4,179 円(失踪に関する届出の催告 2,650 円及び失踪宣告 1,529 円の合計額。裁判所の指示があってから納めること。)

エ 申立てに必要な書類

- a. 申立書(「家事審判申立書(失踪宣告)」)
標準的な申立添付書類は、次のとおり。
- b. 不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)
- c. 不在者の戸籍附票
- d. 失踪を証する資料
- e. 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))

※同じ書類は1通で足りる。

※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えない。

※審理のために必要な場合は、追加書類の提出を求められることがある。

④ 審判手続

ア 申立人の利害関係の有無、不在者の生死が7年間明らかでないかどうか（生死不明とは生存しているか死亡しているかその証明のないことをいい、家出以来生死不明であれば家出の日、その後音信があれば最後に音信があった日が生死不明の始期とされる。）、最後の住所等の調査を行ったうえ、失踪に関する届出の公示催告をする（家事審判規則第39条）。

イ 公示催告の公示は、家庭裁判所の掲示板に掲示し、官報に掲載して公告する（家事審判規則第41条・第21条）。公示催告期間は6ヶ月以上であることを要する（家事審判規則第40条第2項。通常は、官報公告手続に要する日数をみて、公示催告の日から8ヶ月後あたりの日を満了日としている）。

※公示催告の内容は家事審判規則第40条第1項を参照。

ウ 生存又は異時死亡の届出がなく、公示催告期間が満了したとき、家庭裁判所は不在者に対し失踪宣告をする。本人又は利害関係人は、失踪宣告審判に対し即時抗告をすることができる（家事審判規則第42条第1項）。申立人は、失踪宣告申立て却下審判に対し即時抗告ができる（家事審判規則第42条第2項・第27条第2項）。

エ 失踪宣告審判が確定したとき、裁判所書記官は、遅滞なくその旨を公告し、かつ不在者の本拠地の戸籍事務を管掌する者にその旨を通知しなければならない（家事審判規則第44条第1項・第21条）。

⑤ 戸籍法による失踪の届出

失踪宣告の申立人には、戸籍法による届出義務があり、失踪宣告の審判が確定してから10日以内に、不在者の本籍地又は申立人の住所地の役場に失踪の届出をしなければならない（戸籍法第94条・第63条第1項）。失踪の届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になる。

また、失踪の届出には、民法第31条の規定によって死亡したとみなされる日も記載しなければならない（戸籍法第94条後段）。普通失踪宣告の場合、不在者は失踪期間満了の時に死亡したものとみなされる（民法第31条）ので、当該失踪期間満了の時期を記載する必要がある。

(5) 特別失踪(危難失踪)の場合の失踪宣告

① 根拠

民法第30条第2項に基づく特別失踪(危難失踪)の宣告の申立ては、甲類審判事項である(家事審判法第9条第1項甲類第4号)。

② 概要

戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中にあった者その他死亡の原因たるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争の止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後1年間明らかでないときは家庭裁判所は、利害関係人の請求により失踪宣告をすることができる(民法第30条第2項)。

死亡の原因たるべき危難とは、それに遭遇すると人が死亡する蓋然性の高い事変を指し、火災・地震・暴風・山崩れ・雪崩・洪水等の一般的事変のほか、断崖から転落、熊等野獣による襲撃などの個人的遭難を含む。

③ 申立手続

ア 申立権者・・・利害関係人(民法第30条第1項)

※利害関係人：不在者の配偶者、相続人にあたる者、財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについての法律上の利害関係を有する者をいう。不在者所有財産の賃借人は利害関係人に含まれない。

イ 申立先・・・不在者の住所地の家庭裁判所(家事審判規則第38条)

ウ 申立費用

a. 収入印紙800円分

b. 連絡用の郵便切手(申立先の家庭裁判所に確認すること)

c. 官報公告料4,179円(失踪に関する届出の催告2,650円及び失踪宣告1,529円の合計額。

裁判所の指示があつてから納めること。)

エ 申立てに必要な書類

a. 申立書(「家事審判申立書(失踪宣告)」)

標準的な申立添付書類は、次のとおり。

b. 不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)

c. 不在者の戸籍附票

d. 失踪を証する資料(危難に遭遇したことを証明する資料(乗船証明書等))

e. 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))

※同じ書類は1通で足りる。

※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えない。

※審理のために必要な場合は、追加書類の提出を求められることがある。

④ 審判手続

ア 不在者が戦地に赴いたこと、沈没した船舶に乗船していたこと、又は地震・火災・空襲・洪水・津波・爆発その他個人的遭難等の危難が不在者にとって失踪の原因となったものであることが認定されると、家庭裁判所は、公示催告手続をする（家事審判規則第 39 条・第 41 条・第 21 条）。公示催告の期間は 2 ヶ月以上とされている（家事審判規則第 40 条第 2 項）。
※公示催告の内容は家事審判規則第 40 条第 1 項参照。

イ 生存又は異時死亡の届出がなく、公示催告期間が満了したとき、家庭裁判所は、不在者に対し失踪宣告をする（審判書には、危難が去った時刻が明確である場合を除き、危難の去った日の記載にとどめてさしつかえない。）。

ウ 催告審判に対しては本人又は利害関係人が、申立却下審判に対しては申立人が、それぞれ即時抗告をすることができる（家事審判規則第 42 条・第 27 条第 2 項）。

エ 失踪宣告審判が確定したとき、裁判所書記官は、遅滞なくその旨を公告し、失踪者の本籍地の戸籍事務管掌者に通知する（家事審判規則第 44 条第 1 項・第 21 条）。

⑤ 戸籍法による失踪の届出

失踪宣告の申立人には、戸籍法による届出義務があり、失踪宣告の審判が確定した日から 10 日以内に、市区町村役場に失踪の届出をしなければならない（戸籍法第 94 条・第 63 条第 1 項）。

失踪の届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になる。確定証明書については、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付の申請を行う必要がある（家庭裁判所に備付けの申請用紙があるので、申請用紙に必要事項を記入し、150 円分の収入印紙、郵送の場合には返信用の切手を添えて、審判をした家庭裁判所に申請すること）。

戸籍法に基づく失踪の届出は、不在者の本籍地又は申立人の住所地の役場にしなければならない（届出にあたっては、戸籍謄本などの提出を求められることがあるので、詳しくは届出する役場に問い合わせること）。

なお、失踪の届出には、民法 31 条の規定によって死亡したとみなされる日も記載しなければならない（戸籍法 94 条後段）。危難失踪宣告の場合、不在者は危難の去ったときに死亡したものとみなされる（民法第 31 条）ので、当該危難の去った時期を記載する必要がある。

※危難失踪の審判については、戸籍法第 94 条との関連もあるので、危難の去った時刻が明確である場合を除き、危難の去った日の記載にとどめてさしつかえないとされている（昭和 37 年 6 月 28 日付け家二第 116 号家庭局長通達、家月 14 卷 8 号 226 頁）。

< 失踪宣告制度のフローチャート >

